

# 一般財団法人松本ヘルス・ラボポイント利用規約

この規約は、一般財団法人松本ヘルス・ラボ（以下「松本ヘルス・ラボ」といいます。）の会員が、松本ヘルス・ラボが提供する松本ヘルス・ラボポイント（以下「本ポイント」といいます。）を利用するための規約（以下「本規約」といいます。）について定めるものです。

## （趣旨）

### 第1条

- (1) 本規約は、本ポイントをご利用になるすべての方（以下「利用者」といいます。）が、本ポイントを利用するにあたり必要な事項について定めるものです。
- (2) 本ポイントに係るサービス（以下「ポイントサービス」といいます。）は、松本ヘルス・ラボが別途定める「一般財団法人松本ヘルス・ラボ LINE 公式アカウント運用ポリシー」における「サービス内容」に含まれ、松本ヘルス・ラボ LINE 公式アカウントを通じて提供されます。

## （利用にかかる同意）

第2条 利用者は、本アカウントの利用前に本規約を必ず確認し、同意した上で利用してください。

## （権利帰属）

第3条 本ポイントに関連する一切の権利は、松本ヘルス・ラボに帰属します。利用者は松本ヘルス・ラボが本規約に基づき付与した利用権の限度において、ポイントを利用することができます。

## （ポイントサービスの利用条件）

### 第4条

- (1) ポイントサービスの利用者は、松本ヘルス・ラボの会員に限ります。
- (2) 松本ヘルス・ラボは、一般財団法人松本ヘルス・ラボ LINE 公式アカウント利用規約第4条において禁止されている事項に加え、以下に、記載することを行わないことを条件とし、利用者に対して、ポイントサービスの利用を許諾します。

- ア 不正にポイントを取得するために複数の LINE アカウントを使用する行為
- イ その他、松本ヘルス・ラボが不適当と判断する行為

## （ポイントの取得）

### 第5条

- (1) 利用者は松本ヘルス・ラボが会員向けに提供するサービスを利用する際、松本ヘルス・ラボが別に定めるポイント付与条件に応じて、本ポイントを取得することができます。
- (2) 松本ヘルス・ラボは、ポイント付与条件について、松本ヘルス・ラボのウェブページ等に掲載します。
- (3) 松本ヘルス・ラボは第 2 項によらず、キャンペーン等によりポイント付与を行う場合があります。

### **(ポイントの利用)**

第 6 条 利用者は、取得したポイントから一定のポイントを利用することにより、松本ヘルス・ラボが実施する抽選会への申込みや松本ヘルス・ラボが提供する景品との交換をすることができます。

### **(ポイント譲渡の禁止)**

第 7 条

- (1) 利用者は、利用者が保有する本ポイントを他人に譲渡、貸与し、又はこれらに担保を設定することはできません。
- (2) 利用者は、他人に代わってポイントを取得することはできません。

### **(ポイントの失効・取消)**

第 8 条

- (1) 本ポイントの付与期間は、毎事業年度の 3 月 31 日に失効します。
- (2) 松本ヘルス・ラボは、利用者が第 4 条や第 7 条に違反すると判断した場合、利用者に事前に通知することなく、利用者が保有するポイントの一部又は全部を取り消すことができます。

### **(免責事項)**

第 9 条

- (1) 松本ヘルス・ラボは、第 8 条にかかる措置に起因して利用者に損害が生じた場合であっても、何らの責任を負いません。
- (2) 松本ヘルス・ラボは、天変地変（地震、洪水等）、戦争（内乱、テロ等）、感染症、設備（サーバ、通信回線）の障害、停電、その他やむを得ない事象によって本ポイントの提供が妨げられた場合、これに起因して利用者に生じた損害または不利益について何らの責任を負いません。
- (3) 松本ヘルス・ラボは、故意または重過失に起因する場合を除き、本ポイントに起因して利用者に生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。ただし、松本ヘル

ス・ラボと利用者との間の契約が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、松本ヘルス・ラボは、過失（重過失を除く）による債務不履行責任または不法行為責任については、通常生ずべき損害の範囲内で、責任を負うものとします。

(4) 松本ヘルス・ラボの重過失に起因して利用者に損害が生じた場合であって、松本ヘルス・ラボと利用者との間の契約が消費者契約法に定める消費者契約に該当しない場合、松本ヘルス・ラボは、通常生ずべき損害の範囲内で、責任を負うものとします。

#### **（ポイントサービスの中止及び内容変更について）**

第10条 ポイントサービスは、予告なく中止又は内容を変更する場合があります。

#### **（利用規約の変更）**

第11条 本利用規約は、必要に応じ、松本ヘルス・ラボのウェブページへの掲載その他適当な方法にて公表又は通知することにより、変更することがあります。変更後の本利用規約は、効力発生日から効力を生じるものとします。

附 則

この規約は、令和7年6月1日から実施します。